

規制改革ホットライン処理方針(案)  
 (令和6年1月20日から令和6年2月16日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
小動物(愛玩動物)向け遠隔診療の実施における法的安全性の担保について	検討を予定	◎	1
耕作放棄地(およびその見込みがある農地)の国庫帰属簡素化	現行制度下で 対応可能	△	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

地域産業活性化班関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年1月23日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	小動物(愛玩動物)向け遠隔診療の実施における法的安全性の担保について
具体的内容	<p>小動物のオンライン診療実施に関する指針は日本獣医師会作成の「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」しか存在していないため、農林水産省に確認したところ、「同指針は農林水産省がオブザーバーとして関与しているので実施の際は同指針に準拠する形であれば問題ありません」との説明を受けております。</p> <p>同指針が法的に参考にできるのであれば、地方公共団体が論拠として参考にできるように農林水産省としての公式見解を公表して頂きたいです。仮に法的に参考にできないのであれば、厚生労働省のように農林水産省主導で小動物のオンライン診療実施に関する指針を作成し公表頂きたいです。</p>
提案理由	<p>小動物の遠隔診療実施にむけて、2023年2月15日に農林水産省 消費・安全局 畜産安全管理課に對面にて「日本獣医師会の指針は農水省発ではないがオブザーバーとして作成に関与しているので、同指針に準拠する形の実施であれば問題ない」との説明を受けたため、弁護士とも確認した上で同指針に準拠する形で同年4月17日より小動物の遠隔診療事業を開始。同年10月10日に東京都産業労働局 農林水産部 食料安全課が農水省より依頼をうけ当方に立入検査を行い、12日には当方の事業が獣医師法18条に抵触しているとの説明を受けたため事業を停止しました。</p> <p>東京都からは「農水省の担当者からは同指針を参考にするように言われているが、同指針はあくまで民間団体が作成したものであり、同指針に関して農水省が公式な見解を明らかにされていない現状では、一都道府県として法令解釈の材料にはできない。」とのこと。</p> <p>日本獣医師会に確認したところ、「同指針の内容は農水省と逐一確認しながら作成しており、完成した指針は農水省にも受領頂いている。」とのことで、指針には「最低限遵守すべき事項」として掲げる事項を遵守して遠隔診療を行う場合には、獣医師法第18条の規定に抵触するものではないと考える。」との記載があります。獣医師法を所管している農水省として民間に指針が「参考になる」と伝えているにも関わらず、指導担当の東京都としては指針が「参考にできない」と判断されているため、法的安定性を担保していただきたく今回の提案に至りました。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>獣医師法第18条において、自ら診察をせずに、診断書を交付することや医薬品の処方等を行うことが禁止されています。</p> <p>遠隔診療については、令和4年7月1日に(公社)日本獣医師会が、「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」を策定したところです。</p>	
該当法令等	獣医師法	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」は法令に則って作成されていると理解しており、その認識のもとで都道府県や一般向けに周知を行っているところです。</p> <p>農林水産省としては、愛玩動物における遠隔診療の円滑な運用に向けて、引き続き検討していきたいと考えております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年1月23日	回答取りまとめ日	令和6年2月16日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	耕作放棄地(およびその見込みがある農地)の国庫帰属簡素化
具体的内容	農家の高齢化(それによる運動機能および認知機能の低下)や後継者不足により所有する農地での耕作が継続不能となることが今後爆発的に増える。しかし農地法の規制により営農資格を持った農家もしくは農地所有適格法人以外へ譲渡することが厳しく制限されており、相続土地国庫帰属制度も登記地目への原状回復(更地にすること)が条件となっているためどちらもハードルが高い。耕作放棄地であっても農地を所有する限り固定資産税や相続税の納税義務、および相続登記義務が重くのしかかるため農地を取り巻く規制を変えていただきたい。
提案理由	耕作放棄地は山間部だけではなく、海岸部や平野部でも発生しており30年以上耕作がされていないため大木が生えるなど原生林もしくは密林に近い状態となっている。かつて新潟市などの海岸・平野の砂地の畑ではたばこの葉の耕作が盛んであったが、専売公社の民営化等でたばこの生産が減ったため耕作継続を断念した農地が多くあり、それが前述した耕作放棄地となっている。また海岸部の畑は砂丘による急勾配の丘陵地帯となっており、農地内に崖が存在するなど農機具を投入した大規模耕作には不向きだ。農地の譲渡・売買および転用は農地法等により制限されているが、同法3条により市街化区域内の農地なら住宅やアパートなど集合住宅の建築が農業委員会の許可を得れば可能であるため、遊休農地となっている土地には集合住宅が固定資産税対策として建築されている(特に大東建託やレオパレスが開発請負をしている集合住宅)。しかしその後の維持費用の捻出が困難となり、入居者がゼロで空き家となる集合住宅が増加しているのも事実だ。
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省法務省
制度の現状	<p>農地法に基づく農地の権利移動の許可に当たっては、農業委員会が機械の所有状況、労働力、技術等の確認を行い、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 取得する農地の全てを効率的に利用して耕作すること</li> <li>② 必要な農作業に常時従事すること</li> <li>③ 周辺の農地利用に支障がないこと</li> <li>④ 権利取得者が法人の場合は農地所有適格法人であること</li> </ol> <p>等の点について要件を満たした場合に許可がなされることとなっております。</p> <p>また、相続土地国庫帰属制度について、法律上、建物がある土地など一定の要件に該当しない限りは帰属を承認しなければならないとされており、この制度により国庫へ帰属した農地の事例も増えている状況です。</p>	
該当法令等	<p>農地法第3条</p> <p>相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律</p>	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>農地の権利取得に係る許可要件については、権利取得後の農地の効率利用を担保するために設けられているものですが、営農資格を持つ(現に営農している)といった要件はなく、新規就農希望者(個人・農地所有適格法人)についても要件を満たせば、許可を受けて農地を取得することは可能です。</p> <p>このような中、令和5年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域計画を策定し、耕作放棄地も含めて、地域の農地利用の将来像を明確化し、農地バンクを通じて、担い手に農地の集積・集約化を推進することとしており、こうした農地の有効利用推進施策を通じて、耕作放棄地の解消・発生防止を図って参りたいと考えております。</p> <p>また、令和5年4月から開始した相続土地国庫帰属制度については、農地に限らず相続した土地を処分する際の選択肢として社会に定着していくよう、引き続き適切な運用に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	

区分(案)	△
-------	---